

ビルマの土地問題

——一九四八年の「土地國有化法」を中心に

深 沢 八 郎

一九四七年九月に議會を通過したビルマ憲法は、廣汎な社會主義的政策の採用を宣言し、又その重要な一環として土地國有、大土地保有の廢止を規定した。これらは翌年三月の「經濟發展二カ年計畫」(Two-year Plan of Economic Development for Burma) 及び十月の「土地國有化法」(The Land Nationalization Act, 1948) によつて具體化された。以下では後者について見る。

「土地國有化法」の實施されるに至つた契機として二つの要因が考えられる。一つは戦後の國內政治經濟情勢(特に共產黨の内亂)に對する政策として、他は戦前から重要な問題となつてゐた土地制度の根本的解決策として。

日本の占領末期に組織された「反ファシスト人民解放聯盟」(Anti-Fascist People's Freedom League, 略して A. P. F. L.) は、左右兩派その他を含む廣汎なナショナルリストの抗日團體であつたが、戦後獨立のための對英交渉、政權争ひの過程に

多くの小政黨を派生分裂した(一九四六年以降)。しかし政治の主導權はタキン・ヌー (Thakin Nu) を主班とする社會主義政黨たる A. P. F. L. が握り、これに對して「ホワイト共產黨」(“Burma Communist Party” or “White Flag Communists”) が非法化されてはいるが農村地帯に相當な勢力を持ち、内亂を組織している。共產黨が A. P. F. L. から分離した主な契機は、A. P. F. L. の對英政策における妥協的態度への不滿にあつたが、戦後引續いた治安不良・農村荒廢・勞働不安に幻滅を感じてゐた農民・勞働者間に反政府宣傳を煽り、一九四八年三月にはその活動範圍は頂點に達した。共產黨の綱領は農民に二〇エーカーの土地の無償給付、地租及び地代の廢止を掲げ、又共產主義教育も行つてゐる。これに對して政府は、叛亂の鎮壓と共に憲法に宣言した社會主義政策の實施を以て國民の信頼をつなうとした。更に戦時中アン・サン (Aung San) によつて組織され、彼の死後共產黨の影響下に分裂・叛亂軍化した「人民義勇軍」(People's Volunteer Organization) ——その成員は不滿分子、失業勞働者、農業勞働者である——に對する一つの懷柔策としても「經濟發展二カ年計畫」および「土地國有化法」等を早急に採り上げねばならなかつた。特に「經濟發展二カ年計畫」の如きは「それが完全に實施されたならば、政府の政策は憲法に規定されたところより更に純粹なマルキシズムに近づいたであらう」と言われる程に、國家社會主義化コースを明示するものであつた。

しかしこれらの政策は、戦災の回復すら達せられず引續く内亂

状態の下では到底遂行し得るものではなく、その一部として着手されたイラワジ汽船會社の國有化さえも補償をめぐつて英國に譲歩せざるを得なくなり、又土地國有化法も少數の試験地域で實施されたに止まつた。その結果は政府の期待した共產黨政策としての効果も少く、經濟的にも農業増産の効果を上げ得なかつたのみでなく逆に英國人、インド人資本の不信を買つた。かくして政府は國內經濟の回復、發展のためには、現實的政策として重要産業國有化の方針を緩和し外資導入を促進せざるを得なくなつた。しかし政府の政策がこのような方向に向えば、國內のナショナルリスト及びそれと結んで、外國資本に帝國主義と宣傳する共產黨の反對は一層大衆を把握して行く傾向を強め、内亂の終熄も一層遅れるであらう。又「土地國有化法」の遲滞は農民の不滿をつのらせ叛亂軍に好餌を提供することは勿論である。

最近、軍事的には共產黨及びPVO叛亂軍は一應邊境地帯に追われ、AFPFL政府の支配がマンダレー——ラングレン間の地域に擴大されたようであるが、土地制度の改革は今後強力に進められなければならない問題であり、その成否はAFPFLの死命を制する課題とも言えよう。

「土地國有化法」實施のもう一つの契機は、戦前からの土地問題の解決にあり、一層根本的な原因がここにあることは言うまでもない。

土地問題の諸様相

ビルマでは既に十九世紀末から、非農業者による農地占有が問題化していた。しかし政府は屢々土地立法を考慮しながらもその度毎に地主の反對に會つて、脆くも法案を撤回し續けた。その間に土地問題は漸次悪化し一九三二年には遂に農民一揆を惹起し、更にそれに續く不況期に、農地の半近くまで不在地主の占有に歸した。かかる事態に當面しては政府もその解決に何らかの強力な直接的手段を採らざるを得なくなり、一九三二年以降多くの委員會を任命して土地立法の調査立案に努力するに至つた。これによつて土地問題と共にそれと密接に結合する農民負債・農家經濟の實態が漸次明らかとなり、これに基づく若干の土地法の立案を見た。〔土地譲渡禁止法〕Land Alienation Act, 1939 〔土地買上法〕Land Purchase Act, 1941. 〔小作法〕Tenancy Act, 1941.〕しかしこれらの法案は議會を通過しながらも戦前には實施の運びに至らなかつた。

英國のビルマにおける農業政策は元來小農創設維持政策を原則としたが、開發過程における土地立法の不備、土地投機、農民の無知により非農業者への土地占有の集積、農民の窮乏・小作或いは農業労働者への轉訢、農家負債の集積を結果したと言われる。この間政府は土地問題の直接的解決の手段に訴へることをせず、むしろ側面的に、協同組合・農業金融・官有地植民等の促進を微温的に採り上げるにすぎなかつた。英國が何故に土地立法の整備を直接的に採らなかつたかという點についてはなお問題があるが、ここでは一應ビルマの土地問題並びに土地立法の沿革を知る

第1表 ビルマの所有者別農地統計 (單位エーカー、イタリックは%)

		占有者別面積			占有面積 合計
		農業者	非農業者 在村地主	不在地主	
1928 年	下ビルマ	7,652,801 72.1	767,131 7.2	2,188,302 20.6	10,607,514 100.0
	上ビルマ	7,192,425 90.9	327,936 4.1	392,561 5.0	7,912,922 100.0
	全ビルマ	14,844,506 80.2	1,095,067 5.9	2,580,863 15.9	18,520,436 100.0
1937 年	下ビルマ	5,895,749 52.0	989,419 8.8	4,316,598 38.5	11,201,766 100.0
	上ビルマ	6,967,125 86.0	475,745 5.9	660,271 8.1	8,103,141 100.0
	全ビルマ	12,862,874 66.6	1,465,164 7.0	4,976,869 25.8	19,304,907 100.0
1947年末	下ビルマ	5,745,263 51.7	962,327 8.6	4,412,753 39.7	11,120,343 100.0
	上ビルマ	7,125,710 86.9	454,473 5.5	623,315 7.6	8,203,498 100.0
	全ビルマ	12,870,973 66.6	1,416,800 7.3	5,036,068 26.1	19,323,841 100.0

資料: Government of Burma: Report of the Land and Agriculture Committee 1938, part II, p. 38.

Gov't of the Union of Burma: The Land Nationalization Act, 1948. p. 1, 2, より作成。

に止め、次に戦前戦後における土地問題の實態について見よう。

「ビルマの農業問題——不在地主(特に外國人地主)、高率小作料、小作權の不安定、農家負債、零細經營等——は、元來、傳統的自給經濟に對して十九世紀末以來加えられた個人主義・自由主義經濟の衝擊に依つて惹起された社會組織の諸缺陷に乘じて發生して來た」のであるが、就中土地問題は後進農業國ビルマに於てはまさに農業問題の核心をなすと同時に、國民經濟上の重要問題である。

ビルマの土地問題は先ず、農地占有の非農業者への集積現象——經濟的には特に何ら重要な機能を果さないで單なる占有による利潤をビルマから排出するにすぎない外國人地主——にある。これはビルマ農民にとつて不利なことは言うまでもないが、更に國民經濟的にも大きな問題であり、又政治的・社會的に不安定をもたらし重要な要因をなす。表(1)は一九三〇年代初の不況期の前後及び戦後における土地占有の變化を示す。不況前(一九二八年)に非農業者の占有農地は占有農地全面積の約二〇%であつたが、不況後(一九三七

年)には三三%をこえた。——戦後も大體同じ。ビルマ全體としてのこれらの數字はさして特異なものとは見られないが、専ら米單作に依存し輸出米の全部を生産する下ビルマ地方について見る時、自給的性格の強い知作地帯である上ビルマ地方とは全く對蹠的な展開を認めるであらう。下ビルマでは不況期を通じて非農業者の占有は著しい増加を見、その割合は略々五〇%に達した(イラワジ河デルタ地帯では七〇%に達する場合さえある——ビャボン及びハンタワディ)。しかも下ビルマのデルタ米作地帯では非農業者占有面積の半分はインド人金貸業者、所謂「Chettian」の手中に歸した。かかる現象の主因は、不況期の米價激落(これに對して一般消費財價格の下落は遙かに少かつた)による農民の窮乏、金融組織の不備につけこんだ地主・金貸業者(特にChettian)の土地を擔保とする高利金融にあつた。下ビルマにおける非農業者の土地占有集積傾向は既に十九世紀末のデルタ地帯開拓時代から注目された事實であつて、その主要原因としては、(1)政府との馴合いによる投機目的の穴面積下附(loan)、(2)高利負債の返済不能の場合の代償(種々の個人金融が行われるがその代表的なものは「sahana」で、これは垦耕開始期に借りた現金三五ルービーに付き收穫期に紐百カゴ——一カゴ四六ポンド、百カゴの價格は一九三五—三九年頃で大體百ルービーであつた——を返済する。現金を借り現金で返済する場合は「sahana」ほど高利ではないが尙年利率四〇—六〇%にのぼる)、(3)詐欺が上げられる。

非農業者特に不在地主・外國人地主は土地を單なる投資の對象

或いは投機の對象としてしか考えないことは勿論である。そこに地主による農地改良・生産力向上の努力は殆んど期待出来ない。殊に高率小作料と結びつく時にそうであり、戦前には中間小作人の成長さえ見られた。

更にビルマ特に下ビルマ米作地帯における非農業者への土地占有の集中は、自作農の小作農化、小作農の農業労働者への没落を結果した。一九一一年ビルマ農業人口中自作農四七%、小作農一九%、農業労働者二〇%であつたが、一九三一年には夫々三一%一八%、三七%に變化したことを國勢調査から知り得るが、これはまさに右のことを裏書すると見られよう。(かかる傾向は不況期に一層進展したと思われるが一九三一年以後の資料はない。)

全ビルマ農地の四九%、上ビルマ三二%、下ビルマでは五九%までが小作されてゐる(一九三九年)。下ビルマでも主要な輸出米生産地帯たるイラワジ・シッタラン兩河下流デルタ地帯では小作地の全農地に對する比率は六七—七八%にさへ達する。

小作契約期間は一年を通例とし、小作人の多くは殆んど毎年度の土地を耕し、容易に一部落から他部落へ移動すると言われる。

地主は土地を單に投資對象としてしか見ず、小作人もまた極めて短期の小作契約と甚だ高率な小作料を払わねばならない場合、土地改良の意欲は勿論、施肥さえも殆んど意に介しないこととなる。その上、小作人や農業労働者の移動の激しいことは部落社會の結合紐帶を弱め、犯罪を多くする一因をなしていることさへ言われる。小作契約の不安定を示す一例として表(四)を掲げておく。同

第2表 同一小作による小作繼續期間 (%)

調査年次	地 方 名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
1914~16	チャウビユー	50	15	...	...	17
1919~20	タボイ	43	20	12	6	9
1910~17	トングー	55	18	9	5	13
1932~34	ペグー	50	17	8	25	...
1933~35	インセイ	47	21	10	22	...
1925~27	ヤメティン	46	18	12	24	..

資料: Gov't of the Union of Burma: The Land Nationalization Act, 1948. p. 19 による。

(一カゴ四六ポンド)を生産する場合一六カゴを通例とし、低い場合でも總生産量の三分の一であつた。(上ビルマは分益小作、下ビルマは定額現物小作が支配的である。)

小作人の經濟狀態がいかなるものであるかは次に掲げる經營收支表から略々推察し得よう。(一九三三~三五年にインセイ地域——ラングー北方の米作地帯——に於て H. C. Baker の行った實地調査報告による。)この農家は小作地三三エーカー(上等地で一エーカー當り一カゴの生産あり)を經營し、家族構成

一 小作人によつて
二 年以上繼續して
耕作される小作地
は大體半數しかな
いことを知る。こ
の主因は小作料の
入札制にある。(最
高小作料を申出た
小作人に貸し、そ
の場合に舊小作人
であること、村落
慣習等は何ら影響
力を持たない。)小
作料は一エーカー
當り一カゴ

第3表 下ビルマの小作農の經營收支

収入	
收穫價格	1,488ルーピー
支出	
耕作費(現物支拂分)	478
地主への借金返済	174
"Sabape" 返済	55
小作料	512
次年度種籾	27
合計	1,246ルーピー
差引	242ルーピー
生計費支出	
成年男子2人(1人當り1カ月5.75ルーピー)	138
成年女子2人(1人當り1カ月5ルーピー)	120
子供2人(1人當り1カ月2.5ルーピー)	60
合計	318
差引	-76ルーピー

資料: Report of the Land and Agriculture Committee, part I, p.9~10 による。

は夫婦、成年男女各一人、子供二人というこの地方で大體典型的と見られる經營である。經營收支について若干説明を加えることによつて、下ビルマ米單作地帯の小作農の實態を明らかにしよう。

収入は一年米一作であるから收穫籾の貨幣換算價格即ち一四八

ハルービのみである（「ハルービ」の「ハ」は「出」の意）。「支出」項目は小作農の米生産に必須な費目である。生産費は平均一エーカー當り一九・七—一〇〇ルービー、このうち五—二五ルービーは現金支拂、一四—四八ルービーが現物支拂、從つて「耕作費（現物支拂分）」は四七—八八ルービーとなる。現金支拂分は約一七—三〇ルービーとなるが耕作開始期に資金を持つ小作農は殆んどなく、この資金は前貸地主又は金貸業者から借りざるをえない。その場合地主がその全額を貸付けることは稀で一部は大體金貸業者に頼ることとなる。從つて「支出」項目中の「地主への借金返済」に見る如く大體一五—二〇ルービーを地主より借り（八カ月間、利子は毎月二%）、收穫期に返済する。尙不足な現金支出費用二五—三〇ルービーは「サバベ」により借入れ收穫期に約五—一〇カゴを返済する（サバベの利率は八カ月で一百%以上）。小作料は大體四—五%程度が普通である（種子用粗は一エーカー當り四分の三カゴが通例）。「生計費支出」は季節傭労働者の食費一カ月當りが現金三—五ルービーと二—五カゴの粗を通例とする。ことからして成年男子一人當り一カ月五—七五ルービーとして計算される。かくて「生計費支出」は食費以上には殆んど出ない。農の生計は年間七六—一〇〇ルービーの赤字を示す。一家六人の小作農の生活費はいかに切下げてても一カ月二〇—三〇ルービー以下には切下げ不可能と言われる。かくして下ビルマ米作地帯の小作農の經營の實態は、まさに生存維持に必要な最低生活を維持するためにさへ、

地主・高利貸業者の金融をまつて辛うじて可能にされていると見られよう。これは收穫が通常の年に於てのことであるから、自然條件如何によつて收穫の左右されることの多い事實を考慮すれば、小作農の生活は更に悲惨なものであることが推察され、又負債の恒常化が殆んど必然的であることを知り得る。（自作農の場合にも耕作開始期に經營資金を持つ者は少く、多少とも借金を必要とする。經營収支も僅かな剩餘を残すにすぎず、一度凶作に會えば忽ち負債の返済不能、土地喪失を結果する危険が大きい。自作農の經營収支が小作農に比して一應剩餘を生み得る理由は、地租が低いこと——地租は大體概總生産價格の $\frac{1}{8} \sim \frac{1}{9}$ 程度、小作料は地租の三・四倍——及び負債の少いことの二つにある。）

小作期間の短いこと、小作料の高率、小作農の貧窮・負債の恒常化は互に因果をなしてビルマ特に下ビルマ米作地帯の小作問題、を悪化させ、殊に一九三〇年代の不況期以來農民負債問題と必然的に結びついて、戰前に於て既に小作立法のみを以ては解決不可能な問題となつた。（小作關係の問題として尙、小作料減免の行われないこと、小作人の租を地主が優先的に買上げる條件付契約、中間小作人層の發生等が見られる。）

小作人の經濟狀態が右に見るようなものである限り施肥その他農業改良のための支出或いは投資の行われ難いことは推察に難くない。これが重要な一因となつて、特に下ビルマ米作地帯の土地生産力は二〇世紀初頭以來低下傾向を示し、特に不況期以降著しくなつたと言われる。

小作人の經濟狀態が右に見るようなものである限り施肥その他の農業改良のための支出或いは投資の行われ難いことは推察に難くない。これが重要な一因となつて、特に下ヒル米作地帯の土地生産力は二〇世紀初頭以來低下傾向を示し、特に不況期以降著しくなつたと言われる。

以上に見る如き非農業者への土地占有の集積、小作關係の實態に當面して、戰前ビルマ政府の採つた土地政策は次の三つであつた。

(1) 土地譲渡禁止法 (Land Alienation Act, 1939)

(2) 土地買上法 (Land Purchase Act, 1941)

(3) 小作法 (Tenancy Act, 1939, 1941)

(1)は非農業者によるこれ以上の土地占有の集積を阻止せんとし、(2)は非農業者に占有されている土地を國家が買上げ小農民、小作人、農業労働者に再分配しようとしたもの(協同組合を母體とする)であり、(3)は小作權の安定、公正小作料の決定による土地生産力の回復向上を意圖した立法であつた。土地立法に關連して農民負債問題の解決が同時に進められねばならないことは前に述べた如くであるが、その端緒として一九三六年農民負債調停法が施行された。しかしこれら三法は種々の事情からその實施を見ないうちに、或いは殆んど効果をあげないうちに戰爭にまきこまれてしまつた。かくて戰前に於ては土地問題の實態は相當に調査されその對策も一応立法の段階に達していたが、これらの實施の時に臨んで挫折を餘儀なくされたのである。従つて問題の様相とその解決への道は既に一応指示されていたことによつて、戰後新たに實施された「一九四八年土地國有化法」はその基礎を大部分與えられていたと見ることが出来る。しかし戰前英國統治下の土地立法が妥協的漸進的であつたのに對して「一九四八年土地國有化法」は社會主義的色彩を明確に示し、又戰前の三法の個別的

漸進的解決を排してこの法律一つで一舉に土地問題を解決しようとしている所に「革命」的意義を持つと言われる。

一九四八年土地國有化法

この法案の前提に際しての農林大臣の説明によれば、現在のビルマの農業問題は農民負債、高率小作料及び小作權の不安定、更に耕すべき土地をもたない農民の問題の三つであるが、かかる農業問題を惹起した根本的な原因は地主による單なる投資對象としての土地占有にあるとされる。ビルマにおける地主制は實に資本主義以上に害惡を及ぼしている。資本家による投資は新な生産をもたすけれども、地主の投資は土地占有の集積は現存の生産に何ら加える所がない、のみならず農業労働者の賃銀引下げにより或いは小作料入札制によつて土地から最大限の利益を吸上げようとするにすぎない。(小作料が地主によつて土地改良に投資されず、對小作農高利金融又は浪費に向ひ、更に農業外の生産的投資として機能しないこと。外國人地主の相當多いことはビルマの場合に特徴的である。)更にビルマの發展のためには工業化が必要であるが、そのために必要な資本は土地から生ずるものに依らねばならない。従つて、地主に膨大な小作料を與えて徒らに肥え太らせる以外に何らの利益もないような土地投資は地主の土地占有集積を、國家は許容することは出来ない、と。かくて農業問題の眞の解決は地主制の廢止(農地收用、農民への再分配)にあると云うのである。(戰前の三法その他の法律は斷片的・漸進的救済策

に終始して問題の根本的解決に迫り得なかつた、と。

このような意圖をいかにして實現しようとするか、その具體的方法を「土地國有化法」の規定によつて見よう。その内容は二十條、附則二より成り、農地の收用、補償、農地の再分配、その實行機關等關して大綱を規定している。

(1) 農地の收用。——この法律により非農業者の保有する農地は全て國家が收用する(第三條)。更に農業者の保有農地も一農家當り、水田及び甘蔗耕地は五〇エーカー、*dry* (畑地?) は二五エーカー、*garden* は一〇エーカーとしてそれ以上の農地は收用される(第四條)。但し果樹園、園芸用(*garden land*)、ゴム園用地、*thani* 及び宗教團體(又はその成員)の保有地(それからの收入が宗教上の諸目的にだけ使われる限り)は收用されない(第六條及び附則一)。

法案上提の際の説明によれば、主目的は非農業者の保有地收用にあることは勿論であるが、農業者の保有地收用は、現在の農業者保有地に對して極力影響を少くすることに配慮したようである。即ち下ビルマ農業者の九八%までが五〇エーカー未満の農地を保有(*hold*)しており、その農地は殆んど全て水田である。上ビルマでは農業者の九八%までが二五エーカー未満の保有者であり、農地は大部分 *dry* である。従つて農業者の僅か二%がその保有地收用の影響を蒙るにすぎない。*Kaing* についても一〇エーカーをこえる保有者は極めて少い。*Thani* 及び園(芸用)地は極く少いか又は小面積が散在するにすぎないために收用・再

配分が困難であるから收用しない。ゴム園用地はゴム工業に關連しているからこれに對する政策の決定をまつて處理される。宗教團體の保有地については、現在のビルマでは國家權力を以ても尙容易に手を觸れ得ない勢力を持つてゐるために收用を控えたのではなからうか(その保有地がどれだけあるかは知り得ない)。

この法律の實施によつて收用される農地面積は下ビルマで五五〇一六二三万エーカー、上ビルマで一八〇一〇二一〇万エーカーに達し、これら收用農地は土地保有なき農業者(小作人、農業労働者)に再配分するに略々充分であると言われる。

(2) 收用農地に對する補償。——一九世紀中葉以來英國治下で公布された土地關係法規は「土地國有原則」——國家は全ての土地の所有者(*owner*)であり、人民は單に保有或いは用益權を認められるにすぎない。従つてその代償として人民は國家に地代(*rent*)を地租(*land revenue*)の形で支拂わねばならない、という英國流の東洋的土地所有權解釋が原則的にインド及びジャワと同様に、ビルマにも適用された——に據つて來たが、この「國有化法」に於てもその立場が採られてゐるようである。即ち「全ての土地は國家に屬し、土地保有者(*landholder*)の權利は單に土地を耕作し保有する(*hold*)それにはすぎない」から、收用に當つては他の私有財産の國有化とは比較し得ないと述べ、十九世紀中葉以降の各種地租條令(*land revenue act*)を據り所として、補償額は一九四七—四八年度地租同等額或いはその十二倍と規定している(附則Ⅱ及び第七條)。この他に尙、保有者が行

つた永続的土地改良（灌排水施設、建物、道路、堤防、その他）に要した費用及び土地保有權獲得に際して政府に納めたプレミアムについては適當な計算方法により補償する（第七條）。補償額を個々の農地について詳細に決定することは非常な困難を伴うことは勿論であるから、これは國會議員、専門家、土地保有者及び農業者から成る十人委員會を任命して控當させる（第七條）。

補償額の決定については、保有者の權利が地租條令の何れによるかに従つて異なるから最も困難が豫想される。又補償總額は收用全面積から見て莫大な額に上るであろうから、支拂手段を何によるかも大きな問題である（これは現在までのところ地券交付によつてゐるようである）。

(3) 收用農地の配分。——國家の收用した農地は保有地なき農家（小作人及び農業労働者）の全部に配分される。配分農地面積は一農家當り二頭の牡牛を以て耕作し得る大さである（この面積は地方により異なるが、下ビルマ水田地帯の通例によれば、四頭の牡牛又は水牛を以て耕作し得る面積は約二五エーカーとされる）。この廣さの農地は大體一農家（家族五—六人）の家計を支えるに略々足りる程度とされる。保有地ある農家でもこの大さに達しない場合は追加配分を受ける。又一農家に四人又はそれ以上の成年者（滿十八才以上）ある場合は四頭の牡牛を以て耕作し得る農地を配分される（第七條）。しかし全ビルマの收用されるべき農地面積を以て、配分に充分足りるか否かは疑問であらう。——特に上ビルマに於て。）

先に述べた各種農地の最高保有限度を認められた農家及びここに配分を受ける農家は何れも、その資格として次の條件を充たなければならぬ。

(a) 農家であること。(b) 農地を充分な理由なくして休閑しないこと。(c) 代償の有無に拘らず土地を他人に抵當、貸借、譲與或いは細分（fragment）しないこと（但し未成年者、精神異常者、宗教團體の場合は除く）。(d) 政府の認める協同組合に加入すること。(e) 税金を支拂うこと。これらの條件に違反した場合はその保有農地を國家に回收する（第六、九、十、十二條）。

「農家」"agriculturist family" とは、その成員の中の一入又はそれ以上の者が「農業者」"agriculturist"であつて、この農業者の所得によつて生計を維持し居住を共にしている血縁又は婚姻によつて結ばれた一團の人々をいう。但し住居を共にしても給養（*feeding*）を別にする場合是一家と見なさない。「農業者」とは一九四八—四九年に、農耕期を通じて農地を自ら耕作し或いは自ら監督經營することを以て生計の主たる手段とする者、或いは一九四八—四九年前に於て慣例的にそうしておつた者をいう（第一條）

右の條件の中で特に注目すべきことは「協同組合への加入」強制であらう。政府は協同組合への強力な援助政策によつて、農家への金融、生産物販賣及び技術指導を行う方針を明らかにしている。そのために政府は協同組合を介してのみ低利の資金貸付・返済を行わせ、農家生産物も組合を介して政府の農業市場局（*agricultural*

Agricultural Marketing Board に販賣させ、それによつてビルマ農業の最大問題の一つ即ち高利貸金融を排除し又生産物仲介人の排除を意圖しているのである。更に協同組合の發展によつて終局的には共同經營 Collective farming 及び農業機械化を期待する。この方向にビルマ農業の生産力發展、農家生活水準向上の可能性を拓こうとしているかに見られる。(協同組合についてここには詳細に立入ることをしない。)

農地の收用、配分及び協同組合の設立・運営には「土地委員會」(Land Committee)を選舉に「つた村落及び」地區「District」において擔當させることとしている(第十四條)。

×

以上極めて概略的ではあるが「國有化法」の規定する所に従つてビルマの農地改革について述べたが、終りに土地問題の諸様相と考え合せて若干の疑點を上げておこう。

(1) 「土地國有化法」は土地改革の大綱を示したものにすぎない。政府自ら認める如く實施に當つては尙多大の困難を伴い、「土地委員會」「十人委員會」の構成、及びその活動に依存するところが大きい。反共產黨政策としての政治的意味が強く、現在の弱體な社會黨政府によつてはどの程度實施し得るか疑問であらう。事實一九五〇年末までには下ビルマのごく一部の地區に行われたのみで收用面積も極めて少かつたと言われる。

(2) これを實施するためには相當に専門的訓練を受けたスタッフと莫大な財政負擔を要するが現在の財政狀態では疑問である。

(3) 全ビルマに一應實施されたとしても、前に見た如く農家の經濟狀態が金融を必然とする限り、土地配分のみで生産は行われ得ない。農家に信用を供與し生産を可能にした者は、たとえ高利とはいへ地主、インド人金貸業者であつた。しかし地主、金貸業者からの金融は土地改革の結果望み得ないであらう。従つて農家に圓滑な金融を可能にする制度・組織の早急な確立が必然的に要求される。それはこの法律の實施される限り協同組合以外にはないであらう。従つて政府の協同組合育成政策が極めて強力に進められない限り農業生産の回復・發展はあり得ない。協同組合の育成——主として低利貸付金の供與には、若し從來の地主、金貸業者の金融を完全に肩替りするとすれば莫大な財政負擔を伴う。のみならず、協同組合の設立・運営に當るべきスタッフについても政府が殆んど全責任を、少くとも當初何年間か負わねばならないであらう。このような大きな負擔を政府は何によつて賄ひ得るであらうか。

(4) 經濟的には「國有化法」の實施は國家財政の負擔を重課しその効果も當面大きな期待をかけ得ないが、それにも拘らず實施しようとする意義はむしろ政治的なものではなからうか。この點は既に最初に指摘した。これを現實的に推進するとすれば財政・スタッフ・組織に課される犠牲困難を極力少くするためにも、小地區に限つて逐年的に實施する以外にはないであらう。實際に、政府の治下に比較的安定している下ビルマ米作地帯にイラワヂ河デルタ地帯に於て先ず着實に基礎を固め、漸次他地域に擴大す

る方針が經濟的政治的に最も効果的であらう。政府が「國有化法」を實施した地域も又下ビルマの若干地區に於てであつた。しかも一九五〇年末に至つてもなお、下ビルマ米作地帯の一部に實施したに止まり急速に擴大されてはいない。この事實は右の見方の一つの根據とならう。更にこの事實は下ビルマの輸出米作地帯の生産回復・發展に政策の重點がかかることとなり、それはビルマ經濟發展の起點とならざるを得ないことを示すものであらうが、さりとて下ビルマ米作の回復・發展が速やかなテンポで進むであらうとは必ずしも考え難い。

註1

一九三一年の國勢調査結果によれば農業を主たる職業とするものは三二

	下ビルマ	上ビルマ	計
地主	37,327	25,347	62,674
農業事務員	1,661	1,741	3,402
自作農	436,851	518,505	955,356
小作農	428,037	239,982	668,019
農業労働者	941,175	313,776	1,254,951
焼畑耕作者	114,398	142,570	256,968
農園従業者	62,874	13,06	75,935
計	2,022,323	1,254,982	3,277,305

資料：東亞研究所：「ビルマの農産資源」
昭和17年 p. 80 より作成。

上表中「農業労働者」のみに
收用農地（上ビルマ一八〇、二一〇萬エーカー）
下ビルマ五五〇

	下ビルマ	上ビルマ	下ビルマ	上ビルマ
	1935—36年	1947—48年	1935—36年	1947—48年
定額小作地	6,201,291	5,198,483	564,271	581,819
分益小作地	46,228	43,780	1,710,818	1,221,788
特殊小作料及び無料の小作地	124,906	124,373	370,987	170,324
計	6,372,425	5,366,636	2,646,076	1,973,931

資料：Report of the Land and Agriculture Committee, part 1. p. 8.
Report on the Land Revenue Administration of Burma, 1947—48., p. 28—29.

註3

一九四八及び一九四九年には、「土地國有化法」は殆んど實施されず、一九五〇年に至

註2

ビルマの小作型態別統計を示せば上の如くである。（本文第1表の非農業者特不在地主の占有面積と對比。）

六二三萬エーカー）を再分配するとしても、一農家當り一〇一五エーカーを確保させることは到底望みえないのではなからうかと思われる。（農業労働者及び小作農の数は一九三一年以後増加していると考えられるが、據るべき資料がないから一應一九三一年國勢調査の結果から推定した。）

〈海外ノート〉ビルマの土地問題

さて、政府はマンダレー、アマラプラ、チャウセ（何れもマンダレー附近）、シリム、タラワディ、ヘンザダ、インセイ（何れもイラワヂ河デルタ地帯）の諸地方に實施したが、一九五〇年五月までにシリムで約二萬四千ヘクタールの土地が再分配されたと伝えられる。（農林省統計調査部譯『一九五〇年アジア極東經濟概観』昭和二六年、一一三頁。）

参照資料は次の如くである。

1. Gov't of the Union of Burma: "The Land Nationalization Act, 1948", Rangoon, 1948.
2. gov't of the Union of Burma: "The Constitution of the Union of Burma," Rangoon, 1948.
3. Report of the Land and Agriculture Committee, part I. II. III., Rangoon, 1949.
4. Dept of Agriculture, Burma: "Markets Section Survey No. 9, Rice", Rangoon, 1949.
5. B. O. Binus: "Agricultural Economy in Burma", Rangoon, 1948.
6. Lawrence K. Rosinger and associates: "The State of asis, a contemporary Survey", New York, 1951.
7. J. S. Furnivall: "An Introduction to the Political Economy of Burma", Rangoon, 1938.
8. V. Thompson and R. Adloff: "The Left Wing in